

多賀秋五郎著

近代中國教育史資料

清末編

文海出版社
有限公司印行

多賀秋五郎著

近代中國教育史資料

清末編

文海出版社有限公司 印行

序 文

本書は、中国の近代学制の成立より、現在にいたるまでの教育史資料を蒐集したもののうち、清末にあたる部分を整理し、主要項目に解説をくわえたものである。中国の教育史家舒新城氏も、かつて、中国近代教育史資料をものされたが、なにぶんにも、それは、半世紀近くも以前のことであり、改訂版も、中国の近代の概念によって、五・四運動で終っている。本書は、それとは無関係に、別の発想と方法によって構成したもので、資料の出自もほとんど異なっている。また、体裁も分類法によらず、編年法を採り、収容分量も、きわめて多くなっている。

本書にかかげた資料の出自は、内閣文庫所蔵欽定學堂章程、慶応義塾大学所蔵欽定章程類纂、京都大学人文科学研究所所蔵奏定學堂章程、同所所蔵學部奏咨輯要、国会図書館所蔵大清光緒新法令・大清宣統新法令、同館所蔵政治官報・内閣官報、笹島恒輔氏所蔵北洋師範學堂章程、それに、著者所蔵奏定學堂章程（湖北学務処版原本）・大清法規大全・江蘇師範學堂章程である。貴重な資料の引用を許された各機関・各位に対して、深い謝意を表するしだいである。

本書の草稿は、はじめ、各項目ごとに資料と解説をかかげていたが、一定期間内に資料を活字で組版にすることが、日本の現在の印刷状況より困難なため、やむなく、草稿を再編し、資料を一括して影印としたものである。

本書の出版には、昭和四十六年度文部省科学研究補助金（研究成果刊行費）を受け、日本學術振興会の趣旨にもとずいて刊行の運びにいたったもので、直接その衝に当られた文部省の黒田定男氏と學術振興会の西沢章夫氏に対して厚くお礼を申しあげる。

昭和四十七年一月二十日

多 賀 秋 五 郎 識

目次

序文	一
凡例	一
資料項目	五
解說	九
資料	三一
一 欽定學堂章程	一一九
二 欽定章程類纂	一一九
三 奏定學堂章程	一八五
四 學部奏咨輯要	一九九
五 大清光緒新法令	四〇九
六 師範學堂章程	五一八
七 大清宣統新法令	五四五
八 大清法規大全	五九九
九 政治官報	六三四
一〇 內閣官報	六七八
	六九三

凡 例

- 一 清末編は、資料項目・資料解説・資料の三部より構成される。
- 二 資料項目は、光緒二十七年十二月一日より、まさに、辛亥革命の勃発（宣統三年十月十日）をみようとしている宣統三年七月二十日にいたるまでの各項目を、編年体に配列し、頭に番号を附したものである。清朝では、陰暦を使用しているもので、その年月日を陽暦に換え、カッコ内ではめすこととしている。各項目の下には、資料番号をしめした。
- 三 資料解説は、重要と思われるものについて、その背景となつてゐる事情や内容を説明し、時には評価や批判もくわえた。
- 四 資料は、重複を避けて、一項目一資料を原則としめすこととし、出典ごとに、番号をつけた。各資料の上に附した数字は、資料番号であり、カッコの中の数字は、資料項目番号である。
- 五 欽定學堂章程は、内閣文庫に二部あるが、それは、ともに、上諭奏摺・欽定大學堂章程・欽定高等學堂章程・欽定中學堂章程・欽定小學堂章程・欽定蒙學堂章程より成つてゐる。また、二部とも「外務省圖書」（長紙）・「日本政府圖書」（扉その他）の朱印があり、一部には、「明治三十五年十月二十日受付」とある。それは、欽定學堂章程の制定（陰曆七月十二日・陽曆八月十五日）から二カ月後である。清国政府の刻版らしく、これを日本政府が、外交機關を通じてえたものである。欽定學堂章程の底本としては、もつとも信頼のおけるものである。
- 六 欽定章程類纂は、欽定章程を分類編集したものであるが、第三・四冊學務は、光緒二十八年より三十三年にいたる間の學堂章程をはじめ、五六項目の教育に関する欽定章程を収めてゐる。ただし、前文が省かれ、年代が記されておらず、かつ、正誤表が附されているものの、なお誤植がみられ、資料として使用するには、かなり抵抗がある。
- 七 學部奏咨輯要は、光緒三十一年（一九〇六）十二月十日から、宣統元年（一九〇九）二月二十六日にいたる間の、學部の奏文・咨文（同等官庁間の公文書）の原案を、學部の總務司案牘科で、年代順に整理し、刊行したものである。光緒三十一年（一項目）・三十二年（三七項目）・三十三年（二八項目）・三十四年（三一項目）・宣統元年（一項目）である。原案は、總務司と専門司にあつたものである。學部の創設が、光緒三十一年の十一月十日であるから、最初の半日學堂の設立を通行した原案は、創設一カ月後のものである。輯要は、光緒新法令にくらべて、資料的価値が高いので、兩者重複部分は、すべて、これに拠ることとした。
- 八 大清新法令（大清光緒新法令）は、日清戦争（一八九四―九五）以後、光緒三十四年（一九〇八）までの法令を集めたもので、同年編集に着手

し、宣統元年（一九〇五）に完成し、四〇冊本として、商務印書館より刊行されている。憲政・官制・任用・外交・民政・財政・教育・軍政・司法・實業・交通・典禮・旗務・藩務・調查統計・官報・會議の二三に分類されている。第七教育は、さらに、教育一學堂章程（六項目）・教育二學堂章程（一七項目）・教育三學堂章程（三三項目）・教科書（五項目）・勸學所教育會（三項目）・留學生（一六項目）・雜類（三項目）・補遺（三項目）に分れている。なお、第八類軍政の教育（九項目）も、軍閥系の學堂教育に関する法令を収めている。

九 大清宣統新法令は、光緒三十四年（一九〇八）から宣統二年（一九一〇）までの法令を集めたもので、二四冊本として、同年商務印書館より刊行されている。だいたい、前者と同じ分類にしたがっている。

一〇 江蘇師範學堂現行章程は、「光緒丁未季春之月蘇省刷印總局代印」とあり、光緒三十三年三月現在の江蘇師範學堂章程を印刷したものである。第一章立學總義以下、第二十章獎勵義務章程にいたるまで、学内の諸事項を詳細に規定したものである。

一一 北洋師範學堂試辦章程（奏定北洋師範學堂章程）は、李士偉の「本堂之原起」に、「光緒丁未三月望日」とあって、成立の年代がわかる。江蘇師範學堂現行章程と同じ体裁の刊本で、九六条にわたり、教科課程を中心とする規程がしめされている。また、職員服務細則・學生通則・圖書館試辦通則・寢室規則・浴室規則・賞罰規則・暫擬齋舍校役規則・約束夫役規則・號房規則などが附されている。

一二 大清法規大全は、光緒二十七年より、宣統二年までの法令を集めたもので、大清新法律・大清法規大全より成っている。そのうち、大清法規大全は、法律部・憲政部・吏政部・外交部・民政部・交通部・財政部・教育部・軍政部・實業部に分かれ、各正續兩編よりなり、正學社より出版されている。教育部正編は、三一巻七冊で、光緒二十七年より宣統元年まで、續篇二〇巻三冊は、光緒三十二年より宣統二年までの法令を収めている。また、正編は、學堂總章・大學堂・高等學堂・中學堂・小學堂・師範學堂・藝徒學堂・簡易識字學塾・女子學堂・譯學館・進士館・醫學館・陸軍貴冑學堂・實業學堂・法律法政學堂・財政稅務學堂・巡警學堂・方言滿蒙文學堂・速記學堂・改良私塾・學堂管理任用・學堂考試獎勵・學堂招生取費・學生轉學退學・學堂假期修業憑・學堂服式禁令・游學生・游歷官紳・勸學所教育會・教科書教育用品・圖書館の各巻に分類整理されている。續編も、學堂總章・大學堂・中學堂・小學堂・師範學堂・醫學堂・法律法政學堂・財政稅務學堂・巡警學堂・陸軍貴冑學堂・實業學堂・改良私塾・學堂管理任用・學堂考試獎勵・假期修業畢業・學堂服式禁令・游學生・勸學所教育會・教科書教育用品・雜項の各巻に分類整理されている。

一三 政治官報は、光緒三十三年（一九〇七）九月二十日に創刊された日刊の中央官報である。日露戦争における日本の勝利は、清朝に刺激をあたえ、立憲政体の樹立に向かわせるが、御史趙炳麟は、官報を創刊して、人民に政治を知らしむべきであるとし、憲政編查館の奏請で、発刊の運

びとなったのである。日付は、旧暦によっているが、表紙の枠外に、西暦の日付も入れられていて便利である。索引としては、真鍋藤治氏の「中華民国法令索引」(一九四二年)がある。著者は、国会図書館・東洋文庫の政治官報・内閣官報を利用したが、これらは、若干欠けるところもあるが、東京大学東洋文化研究所・同大学附属図書館・京都大学経済学部図書館・同大学東洋史研究室などにもある。なお、最近、文海出版社より、内閣官報とともに複製本が出ていて、それには、光緒三十三年九月一日から十九日までの補号が収められている。ただし、この複製本にも、若干欠けている頁がある。

一四 内閣官報は、清国に新内閣制ができると、宣統三年閏六月二十九日の第一三七〇号をもって政治官報を廃し、七月一日に第一号を出している。それより、十二月二十五日の第一七三号まで続いたが、すでに、清朝政府が崩壊したので、十二月二十七日より、新政府は臨時公報を出している。これらの官報は、日刊であるけれども、月ごとにまとめて総目をつけて出している。

一五 以上の資料以外に、本期の資料として、学部官報(光緒三十二年七月七日創刊)をはじめ、東方雜誌(光緒三十年一月創刊)や教育雜誌(宣統元年一月創刊)などにも法令がみられるが、重要な項目は、収録資料と重複している。

一六 本篇には、検索を設けないが、最終巻において、分類索引をつける予定である。

資料項目

- 〇〇一 光緒二十七年十二月一日（一九〇二年一月一〇日）、
管學大臣の學堂章程裁定についての上諭が
発せられる。
資料一—
- 〇〇二 光緒二十七年十二月五日（一九〇二年一月一四日）、
京師同文館を大學堂の所轄とする上諭が発
せられる。
一一二
- 〇〇三 光緒二十八年一月六日（一九〇二年二月三日）、
管學大臣張百熙の奏上した籌辦大學堂大概
情形に対して上諭が発せられる。
一一三
- 〇〇四 光緒二十八年六月二十七日（一九〇二年七月三十一日）、
貴州巡撫鄧華熙が試辦貴州大學堂暫行章程
を奏摺する。
二一一
- 〇〇五 光緒二十八年六月二十七日（一九〇二年七月三十一日）、
貴州巡撫鄧華熙が厘定大學堂詳細條規を奏
摺する。
二一二
- 〇〇六 光緒二十八年七月八日（一九〇二年八月一日）、
直隸總督袁世凱が、小學堂暫行章程を擬訂
する。
二一三
- 〇〇七 光緒二十八年七月八日（一九〇二年八月一日）、
直隸總督袁世凱が、師範學堂暫行章程を擬

訂する。

二一四

〇〇八 光緒二十八年七月八日(一九〇二年八月一日)、直隸總督袁世凱が、中學堂暫行章程を擬訂する。

二一五

一四・六

〇〇九 光緒二十八年七月十二日(一九〇二年八月一五日)、學堂章程が欽定される。

〇一〇 光緒二十八年七月十二日(一九〇二年八月一五日)、京師大學堂章程が欽定される。

一七

〇一一 光緒二十八年七月十二日(一九〇二年八月一五日)、高等學堂章程が欽定される。

一八

〇一二 光緒二十八年七月十二日(一九〇二年八月一五日)、中學堂章程が欽定される。

一九

〇一三 光緒二十八年七月十二日(一九〇二年八月一五日)、小學堂章程が欽定される。

一一〇

〇一四 光緒二十八年七月十二日(一九〇二年八月一五日)、蒙學堂章程が欽定される。

一一一

〇一五 光緒二十九年十一月二十六日(一九〇四年一月一三日)、學堂章程が奏定される。

三一

〇一六 光緒二十九年十一月二十六日(一九〇四年一月一三日)、學務綱要が奏定される。

三二

〇一七 光緒二十九年十一月二十六日(一九〇四年一月一三日)、大學堂章程が奏定される。

三三

〇一八 光緒二十九年十一月二十六日(一九〇四年一月一三日)、高等學堂章程が奏定される。

三四

〇一九 光緒二十九年十一月二十六日(一九〇四年一月一三日)、中學堂章程が奏定される。

三五

〇二〇 光緒二十九年十一月二十六日(一九〇四年一月一三日)、高等小學堂章程が奏定される。

三六

〇二一 光緒二十九年十一月二十六日(一九〇四年一月一三日)、初等小學堂章程が奏定される。

三七

〇二二 光緒二十九年十一月二十六日(一九〇四年一月一三日)、蒙養院及家庭教育法章程が奏定される。

三八

〇二三 光緒二十九年十一月二十六日(一九〇四年一月一三日)、優級師範學堂章程が奏定される。

三九

- 二四 光緒二十九年十一月二十六日（一九〇四年一月三日）、初級師範學堂章程が奏定される。
- 二五 光緒二十九年十一月二十六日（一九〇四年一月三日）、實業教育講習所章程が奏定される。
- 二六 光緒二十九年十一月二十六日（一九〇四年一月三日）、高等農工商實業學堂章程が奏定される。
- 二七 光緒二十九年十一月二十六日（一九〇四年一月三日）、中等農工商實業學堂章程が奏定される。
- 二八 光緒二十九年十一月二十六日（一九〇四年一月三日）、初等農工商實業學堂章程が奏定される。
- 二九 光緒二十九年十一月二十六日（一九〇四年一月三日）、實業補習普通學堂章程が奏定される。
- 三〇 光緒二十九年十一月二十六日（一九〇四年一月三日）、藝徒學堂章程が奏定される。
- 三一 光緒二十九年十一月二十六日（一九〇四年一月三日）、譯學館章程が奏定される。
- 三二 光緒二十九年十一月二十六日（一九〇四年一月三日）、進士館章程が奏定される。
- 三三 光緒二十九年十一月二十六日（一九〇四年一月三日）、各學堂管理通則が奏定される。
- 三四 光緒二十九年十一月二十六日（一九〇四年一月三日）、實業學堂通則が奏定される。
- 三五 光緒二十九年十一月二十六日（一九〇四年一月三日）、任用教員章程が奏定される。
- 三六 光緒二十九年十一月二十六日（一九〇四年一月三日）、各學堂考試章程が奏定される。
- 三七 光緒二十九年十一月二十六日（一九〇四年一月三日）、各學堂獎勵章程が奏定される。
- 三八 附奏定學堂章程學堂系統圖
- 三九 光緒三十年三月二十八日（一九〇四年五月三日）、考驗出洋畢業學生章程・游學西洋簡明章程を奏定する。
- 四〇 光緒三十年八月十七日（一九〇四年九月二十六日）、進士館章程を定める。

- 〇四一 光緒三十一年七月三日 (一九〇五年八月三日)、法律學堂章程を奏定する。 五―三
- 〇四二 光緒三十一年十二月十日 (一九〇六年一月四日)、半日學堂の設置を通達する。 四―一
- 〇四三 光緒三十二年二月十九日 (一九〇六年三月一三日)、各省選送游學限制辦法を通達する。 四―二
- 〇四四 光緒三十二年三月一日 (一九〇六年三月二五日)、教育宗旨を宣示する。 八―一
- 〇四五 光緒三十二年三月一日 (一九〇六年三月二五日)、私塾附屬章程の要請に対して、學部の見解を明かにする。 四―四
- 〇四六 光緒三十二年三月十八日 (一九〇六年四月一日)、各省に師範學生の定員増廣を通達する。 四―五
- 〇四七 光緒三十二年四月一日 (一九〇六年四月二四日)、駐日公使に體恤游學生辦法の核定を通知する。 四―六
- 〇四八 光緒三十二年四月二日 (一九〇六年四月二五日)、各省の學政を廃し、提學使司を設置する。 四―七
- 〇四九 光緒三十二年四月二日 (一九〇六年四月二五日)、翰林院より外国留學、視察者を選出派遣することとする。 四―八
- 〇五〇 光緒三十二年四月十九日 (一九〇六年五月二二日)、毎年游學生の実態を報告させるため、その様式を各省に通達する。 四―九
- 〇五一 光緒三十二年四月二十日 (一九〇六年五月一三日)、學部の官制を奏定する。 四―一〇
- 〇五二 光緒三十二年四月二十日 (一九〇六年五月一三日)、各省學務詳細官制辦事權限と勸學所章程を奏定する。 四―一一
- 〇五三 光緒三十二年四月二十二日 (一九〇六年五月一五日)、學部・禮部の事務的限界を明確にする。 四―一二
- 〇五四 光緒三十二年四月二十二日 (一九〇六年五月一五日)、游學畢業生を考試する時期を八月と定める。 四―一三

○五五 光緒三十二年五月十六日（一九〇六年七月七日）、各省に、法政學堂を添設することを通達する。

資料四一四

○五六 光緒三十二年五月二十一日（一九〇六年七月二日）、各省に、實業學堂の舉辦を通達する。

四一五

○五七 光緒三十二年六月一日（一九〇六年七月二日）、優級師範選科簡章を制定する。

四一六

○五八 光緒三十二年六月三日（一九〇六年七月二三日）、第一次審定初等高等小學暫用書目・審定中學暫用書目を公布する。

五一九

○五九 光緒三十二年六月六日（一九〇六年七月二六日）、提學使辦事權限章程を統訂する。

四一七

○六〇 光緒三十二年六月八日（一九〇六年七月二八日）、教育會章程を奏定する。

四一八

○六一 光緒三十二年六月十八日（一九〇六年八月七日）、各省に、留學生を制限し、各種學堂を推廣するように通達する。

四一九

○六二 光緒三十二年六月二十五日（一九〇六年八月一四日）、各省に、在京各學堂學生への補助金を停止させる。

四二〇

○六三 光緒三十二年七月七日（一九〇六年八月二六日）、進士館辦法を改訂し、學員を出洋游学させる。

四二一

○六四 光緒三十二年七月七日（一九〇六年八月二六日）、中學程度の学力がなければ、學生の留學を認めないこととする。

四二二

○六五 光緒三十二年七月十八日（一九〇六年九月六日）、閩浙總督の奏請により、帰国した速成師範政法卒業の學生および、本省師範簡易科の

学生を考試して、給獎することとする。

資料四一二三

〇六六 光緒三十二年七月二十日(一九〇六年九月八日)、京外官紳出洋游歴簡章を通達する。

四一二四

〇六七 光緒三十二年七月二十九日(一九〇六年九月一七日)、宣講所用書目を公布する。

五一〇

〇六八 光緒三十二年八月八日(一九〇六年九月二五日)、獎勵製造教育用品章程を公布する。

四一二五

〇六九 光緒三十二年八月十五日(一九〇六年一〇月二日)、考驗游學畢業生章程を奏定する。

四一二六

〇七〇 光緒三十二年八月 (一九〇六年)、外国人経営学校の学生には給獎しないこととする。

七一

〇七一 光緒三十二年九月七日(一九〇六年一〇月二四日)、各學堂の学生の品行考覈について通達する。

四一二七

〇七二 光緒三十二年九月十二日(一九〇六年一〇月二九日)、學部經費弁法についての各省の認解を奏請する。

四一二八

〇七三 光緒三十二年九月二十四日(一九〇六年十一月一〇日)、中學堂以下の管理員に、教科を兼担させる。

四一二九

〇七四 光緒三十二年十月五日(一九〇六年十一月二〇日)、歐米派遣留學生の學費支給額を統制する。

四一三〇

〇七五 光緒三十二年十月十七日(一九〇六年十二月二日)、日本留學生管理章程を奏定する。

四一三一

〇七六 光緒三十二年十一月二日(一九〇六年十二月七日)、年假・暑假の期間を改定する。

四一三二

〇七七 光緒三十二年十一月十三日(一九〇六年十二月二八日)、留學生の病氣死亡などの場合について、日本留學生管理章程を統訂する。

四一三三

〇七八 光緒三十二年十二月六日(一九〇七年一月一九日)、各學堂考試章程を改訂する。

四一三四

〇七九 光緒三十二年十二月六日(一九〇七年一月一九日)、各省に學區調查辦法を通達する。

四一三五

- 八〇 光緒三十二年十二月十三日（一九〇七年一月二六日）、醫學館を改めて京師專門醫學堂とする。資料八一二七
- 八一 光緒三十二年十二月二十日（一九〇七年二月二日）、京師法政學堂章程を奏定する。四一三六
- 八二 光緒三十二年十二月二十六日（一九〇七年二月八日）、廩生の入学期限を規定する。四一三七
- 八三 光緒三十二年 藝徒學堂簡明章程を奏定する。五一二
- 八四 光緒三十三年 一月二十四日（一九〇七年三月八日）、各學堂收取學費章程を奏定する。四一三八
- 八五 光緒三十三年 一月二十四日（一九〇七年三月八日）、女學堂（女子師範學堂・女子小學堂）章程を奏定する。四一三九
- 八六 光緒三十三年 一月二十五日（一九〇七年三月九日）、各學堂の中途退學者・長期欠席學生を取締まる。四一四〇
- 八七 光緒三十三年 二月五日（一九〇七年三月一八日）、師範學堂の畢業獎勵章程と畢業義務章程を奏定する。四一四一
八一二〇
- 八八 光緒三十三年 二月五日（一九〇七年三月一八日）、進士館獎勵章程の内容を一部変更、明確にする。四一四二
- 八九 光緒三十三年 二月十日（一九〇七年三月二三日）、各省提學使に、勸學・辦學員紳を慎重に選出させる。四一四三
- 九〇 光緒三十三年 二月二十三日（一九〇七年四月五日）、京師の女學堂に章程を申明し、務めて恪守すべきことを通達する。四一四四
- 九一 光緒三十三年 三月十五日（一九〇七年四月二七日）、大學堂・師範卒業者の義務期間中の兼業を